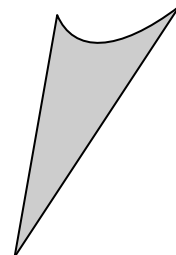


役員報酬規程

社会福祉法人 多治見清涼会



第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この規程は 社会福祉法人 多治見清涼会（以下「法人」という。）の理事長、理事、及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の支給について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条

この規程は、役員規程に定めるところの役員に適用する。但し、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(報酬の支給)

第 3 条

役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(俸給)

第 4 条

常勤役員の俸給については、管理責任に応じ「別表 1（常勤役員俸給表）」を適用する。ただし、弁護士・公認会計士・税理士等専門的資格に基づいて専門的業務を行う者に対する報酬の額については、「別表 1（常勤役員俸給表）」とは別に一般的相場等を勘案して決めるものとする。なお、報酬の額はその都度評議員会の議決を経て理事長が定める。

2. 非常勤役員の俸給は次のとおりとする。

理事会・評議員会への出席 1 日につき 5,000 円

別に出席に掛かる交通費の実費

ただし、理事会の開催をしない場合は、俸給の支給は行わない。

(通勤手当)

第 5 条

通勤手当は一般職員の就業規則に準ずる。ただし、非常勤役員には支給しない。

(待機手当及び緊急呼び出し手当)

第 6 条

待機手当及び緊急呼び出し手当は、一般職員の就業規則に準ずる。

(実施に必要な事項)

第 7 条

この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

(施行)

第1条

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

(この規程の改廃)

第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。